



「輸血用血液製剤保管管理ガイド」について

輸血用血液製剤の適正使用にあたっては適切な保管管理が必要不可欠であり、医療機関における総合的な輸血用血液製剤の保管管理体制確立の一助を目的とし、平成5年に厚生省(現厚生労働省)が「血液製剤保管管理マニュアル」を発行しました。

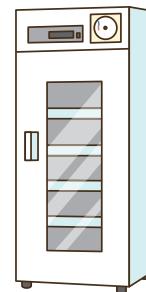
この度、日本輸血・細胞治療学会ガイドライン委員会において、同マニュアルの内容の見直しを行い、最新の情報や知見をもとに「輸血用血液製剤保管管理ガイド」を新たに策定しました。

医療機関における輸血用血液製剤の保管管理については、同ガイドをご参考のうえ、適切にご対応ください。

改訂内容の概要(ポイント)

3 輸血用血液製剤の保管管理

- ・保冷庫及び保管器具は自記温度記録計付きとし、自家発電装置付き電源に接続することが望ましい。
- ・輸血用血液製剤を保管する保冷庫及び保管器具として、血液搬送装置(可搬型血液冷蔵庫：ATR)による保管も推奨する。



本文

3.2 保冷庫及び保管器具の条件

適切な温度で輸血用血液製剤を専用に保管することができる保冷庫及び保管器具の使用を推奨する。

- ①保冷庫及び保管器具は、**自記温度記録計付き**とする。これら保冷庫及び保管器具には、輸血用血液製剤のみを保管する。
- ②保冷庫及び保管器具は**自家発電装置付き電源に接続**することが望ましい。
- ③**血液搬送装置**(ポータブル保冷装置、いわゆる可搬型血液冷蔵庫 active transport refrigerator；以下、ATRと略す)による保管も推奨する。

7 輸血部門からの輸血用血液製剤の搬出

- ・診療部門への一回の搬出量は、直ちに使用する最小数量を搬出し、可能な限り一症例一バッグとするよう努める。
- ・輸血部門から輸血用血液製剤を搬出する際には、外観確認を行う。



本文

7.3 一回の搬出量

診療部門への一回の搬出量は、後から輸血部門へ返却されることのないように、不必要的搬出(数日分の搬出または予備的な搬出)を避けて、直ちに使用する最小数量を搬出し、**可能な限り一症例一バッグ**とするよう努める。複数回の輸血が必要な場合でも、都度輸血部門へ搬出を行い、診療科(病棟等)での保管を行わないようにする。

7.4 搬出時の外観確認

輸血部門から輸血用血液製剤を搬出する際には、外観検査として「輸血療法の実施に関する指針」の輸血用血液製剤の外観検査にしたがい、**バッグ内の色調の変化、溶血(黒色化)や凝集塊の有無、あるいはバッグの破損や開封による閉鎖系の破綻等の異常がないことを**肉眼で確認する。また、赤血球製剤はエルシニア菌(*Yersinia enterocolitica*)感染に伴い、バッグ内が暗赤色から黒色へ変化することがあるため、セグメントチューブ内との色調の差にも留意する。

血小板製剤は、スワーリングや異物・凝集塊等を確認する。なお、スワーリングとは、血小板製剤を蛍光灯等でかざしながらゆっくりと攪拌したとき、品質の確保された血小板製剤では渦巻き状のパターンがみられる現象のことである。新鮮凍結血漿製剤は、落下や衝撃で容易に破損するため、外箱のへこみ、製剤の破損がないことを確認する。

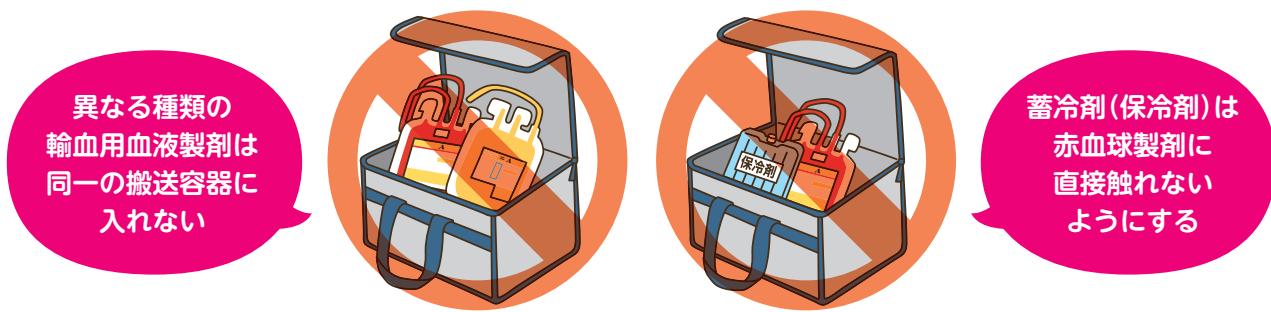
8 輸血用血液製剤の院内での搬送

輸血用血液製剤の院内での搬送には、可能な限り容器内温度の変化が少なく、各製剤の保管温度を保つことができる搬送用容器を使用する。

本文

【新設】

輸血用血液製剤の院内での搬送には、可能な限り容器内温度の変化が少なく、**各製剤の保管温度を保つことができる搬送用容器を使用**する。赤血球製剤、血小板製剤、新鮮凍結血漿は、それぞれの保管温度が異なるため、他の製剤と一緒に搬送するときには、同一の搬送用容器に入れたり、重ねたりしてはならない。赤血球製剤の搬送には、蓄冷剤(保冷剤)を使用することが検討されるが、蓄冷剤(保冷剤)を使用する場合は赤血球製剤に直接触れないように注意する。ATRを使用すると、確実に適切な温度で搬送することができる。



9 輸血部門から搬送された輸血用血液製剤の取り扱い

- ・赤血球製剤を輸血部門の保冷庫から規定温度外に出した後は、原則速やかに使用する。



本文

【新設】

9.1 赤血球製剤の取り扱い

赤血球製剤を輸血部門の保冷庫から規定温度外に出した後は、原則速やかに患者へ使用する。

赤血球製剤は、60分以内に使用しない場合は、直ちに適切な温度条件下で保存する。

赤血球製剤を規定温度外へ出した後の経過時間及び取り扱いについては「輸血療法の実施に関する指針」を参照する。

9.2 受領時の外観確認

輸血部門から搬送された輸血用血液製剤を受領した際は、7.4と同様に外観の確認を行う。

その他

新たに**「11. 小規模医療機関における輸血用血液製剤の保管」**及び**「12. 在宅輸血における患者への輸血用血液製剤の搬送方法」**が新設されました。

■ 輸血用血液製剤保管管理ガイド(日本輸血・細胞治療学会)

<https://yuketsu.jstmct.or.jp/wp-content/uploads/2024/12/070060562.pdf>

(Accessed Oct. 7, 2025.)



日本赤十字社 医薬品情報ウェブサイト

製品情報・輸血情報等についてはこちら

日本赤十字社 医薬品情報

<https://www.jrc.or.jp/mr/>



輸血情報 2511-191

〈発行元〉――

日本赤十字社 血液事業本部 技術部 学術情報課

〒105-0011 東京都港区芝公園1丁目2番1号

※お問い合わせは、最寄りの赤十字血液センター医薬情報担当者へお願いします。